

Ⅷ保育料等について

保育所等で行われる教育や保育に必要な費用は、国、県及び市の負担金並びに保護者の負担する保育料によってまかなわれています。児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、所得や保育給付認定区分、子どもの年齢に応じて決定した額を保育料として負担していただくことになっています。

※令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」によって、3歳児クラス以上の子どもの保育料は無料となりました。これに伴い、従来は保育料に含まれていた副食費の実費徴収が発生いたしますのでご注意ください。詳しくはP.21 下部をご参照ください。

(1) 保育料の決定について

保育料の決定は、原則として年2回行います（4～8月分と9月～翌3月分）。また、認定区分や世帯状況が変わった場合などは、その都度変更決定を行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づき算定					当年度の市民税額に基づき算定						
(令和5年度の場合) 令和5年4月～令和5年8月分の保育料…令和4年度の市民税額で算定 令和5年9月～令和6年3月分の保育料…令和5年度の市民税額で算定											

《保育料の算定基準について》

- 保護者の合算した市民税額により保育料の階層を決定し、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）によって保育料が決まります。
- 4月分から8月分の保育料については前年度の市民税額、9月から3月までは当年度の市民税額に基づき保育料を算定します。
※税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）については、算定に含まれません。
- 4月1日時点の年齢が、その年度の「子どものクラス年齢」です。年度の途中で誕生日が来ても保育料は変わりません。
例：2歳から3歳になる子ども⇒年度中は2歳児クラスのため保育料が発生
- 保護者の所得金額がそれぞれ48万円以下の場合で、他に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合には、その方を含めて算定します。世帯分離をしても、同居の場合は同様です。
- 婚姻関係にない同居の方がいる場合は、事実婚とみなし、保護者と同様に算定を行います。
- 保護者が別居している場合でも、子どもと同居していない方を含めた市民税額で算定します。
- 離婚調停など、法的な手続きをしている場合は、ひとり親家庭と同様に算定できることがありますのでご相談ください。
- 結婚・離婚（離婚調停中）・同居の開始及び終了等家庭状況に変更があった場合は、保育料等が変更になることがありますので必ず保育幼稚園課までお申し出ください。

(2) 保育料の決定に必要な資料について

0歳児から2歳児の保育料を決定するためには、保育料算定対象者（父母等）の市民税の課税状況を確認する必要があります。

【原則、課税（非課税）証明書の提出が必要なくなりました】

マイナンバーを利用した番号連携の運用開始に伴い、他自治体の課税情報をデータで照会することが可能となったため、従来必要であった課税（非課税）証明書の提出が必要なくなりました。ただし、番号連携照会結果だけでは正確な保育料が算定できない場合があります（税の未申告等）。確認が必要である場合には、以下の表のとおり課税（非課税）証明書の提出をお願いしますので、ご了承ください。

照会結果で保育料が算定できない場合は、課税（非課税）証明書の提出を依頼いたします。			課税資料の提出が必要となる保育料の月（令和5年度）	
			令和5年4月分～令和5年8月分 （令和4年度の市民税額より算定）	令和5年9月分～令和6年3月分 （令和5年度の市民税額より算定）
居住していた自治体	令和4年 1月1日 現在	入間市	提出不要	-
		入間市外	令和4年度 課税（非課税）証明書	-
	令和5年 1月1日 現在	入間市	-	提出不要
		入間市外	-	令和5年度 課税（非課税）証明書

- ・市内在住で市民税が未申告の方は、申告を済ませていただき、課税（非課税）証明書をご提出いただく必要があります。
- ・収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない方であっても、会社が給与支払報告をしていない場合や、どなたの扶養にも入られていないなどの場合は市民税額の把握ができないため、市民税の申告が必要です。
- ・海外赴任中及び以前海外にお住まい等で課税額の確認ができない方については、別途提出していただく書類がありますので、お申し出ください。

課税（非課税）証明書の発行と提出について

当時住民登録のあった自治体で発行します。手続き等につきましては、該当する自治体の税務担当課にお問い合わせください。提出は保育幼稚園課にお願いします。

未申告により課税状況の把握ができない方については、利用調整において不利になる他、保育料を最高階層で仮決定することがあります。

(3) 多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料の減額・免除について

世帯の年収が約360万円未満相当かどうかにより、保育料の減額・免除の制度が異なります。年収が約360万円未満相当かどうかの確認方法は、下記のとおりです。

◆年収約360万円未満相当の世帯とは

年収約360万円未満の多子世帯及びひとり親世帯等（母子・父子家庭及び同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯）の方です。実際の収入ではなく、保育料を計算する際の世帯の市民税所得割合算額が以下の表に該当するかで算定します。

教育・保育認定及び世帯状況	市民税所得割合算額	対象階層（P25 参照）
1号認定	77,101 円未満	C1～B2 階層
2・3号認定（ひとり親世帯等）	77,101 円未満	C1～C6 階層の一部
2・3号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700 円未満	C1～C4 階層の一部

1. 年収約360万円未満相当の世帯以外の場合

(ア) 同一世帯に施設を利用している未就学児の子どもが2人以上いる場合

未就学児で最も年齢の高い子どもを第1子、その下の子どもを第2子と数え、以下の①及び②の施設を利用する子どもが第2子であれば半額、第3子以降は無料となります。

施設…①保育所・地域型保育・認定こども園・新制度に移行した幼稚園

②新制度未移行幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援

※②の施設については利用していることがわかる証明書（在園証明書等）をご提出ください。

(イ) 同一世帯に3人以上の兄弟姉妹で、0～2歳の第3子以降の子どもがいる場合

同一世帯で最も年齢の高い子どもを第1子、その下の子どもを第2子と数え、①の施設を利用する0～2歳の第3子以降の子どもの保育料が無料になります。（保育所に通所している場合は減免申請書。認定こども園や地域型保育事業は助成申請書の提出が必要です。）

※保育所に入所または待機していて、年度当初保育給付認定（3号認定）を受けている場合には、年度の途中で3歳に達した子どもも、その年度の終わりまで無料となります。

※別居していても仕送り等により生計を一にしていると認められる場合は、同一世帯と見なすことができます。

※(ア)の場合に該当し半額となる子どもで、さらに(イ)に該当する場合は無料となります。

※埼玉県の補助事業であるため、今後廃止や縮小される可能性があります。

【世帯例1】

同一世帯			
第1子	5歳児	幼稚園	無償化
第2子	2歳児	保育所	半額 (ア)
第3子	1歳児	小規模保育施設	無料 (ア)

◆第1子は無償化で無料、(ア)に該当する第2子が半額、第3子が無料。

【世帯例2】

同一世帯			
第1子	大学生 (別居・仕送りで生活)	—	—
第2子	3歳児	認定こども園 (保育認定)	無償化
第3子	2歳児	保育所	無料 (イ)

◆第2子は未就学児の中で1人目と数えるが、3歳児以上なので無償化。

◆第3子は(イ)に該当し、無料。

2. 年収約360万円未満相当の世帯の場合

(ウ)ひとり親世帯等^(注Ⅰ)の場合

市民税所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯等の場合は、保育料が無料になります。ただし、保護者の所得金額が48万円以下で、同居の祖父母など他に家計の主宰者がいる場合、その方の市民税所得割額を含み保育料が算定されます。(P.16参照)
 なお、家計の主宰者を合算しても市民税所得割額が77,101円未満であれば無料となります。

(エ)上記(ウ)以外の場合で、生計を一にする子ども^(注Ⅱ)が2人以上いる場合

生計を一にする子どもで最も年齢の高い子どもを第1子、その下の子どもを第2子と数え、①の施設を利用する子どもが第2子であれば半額、第3子以降は無料となります。
 なお、多子として認定する子どもに年齢制限はありません。

【例】

生計を一にする者			
第1子	小学生	—	—
第2子	2歳児	保育所	半額 (工)
第3子	1歳児	小規模保育施設	無料 (工)

◆第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子は無料となります。

(注)

- I：ひとり親世帯等とは、ひとり親の世帯や、保護者と同一世帯に在宅障害児(者)(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者のうち、在宅している者)がいる世帯等をいいます。
 II：生計を一にする子どもとは、保護者と生計を一にしており、①保護者に監護されるもの、②保護者に監護されていたもの、③保護者又はその配偶者の直系卑属の方をいいます。

(4) 3歳児以上の給食費の支払いについて

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3歳児クラス以上は副食費の支払いが必要となりました。ただし、世帯の年収が360万円未満相当の世帯と、前ページの(ア)に該当する第3子以降の子ども(教育施設に通っている場合は、同一世帯で小学校3年生以下及び未就学児で施設等を利用している子どもでカウントした第3子以降の子ども)については、副食費が無料となる場合があります。なお、主食費についてはこれまでどおり支払いをお願いします。各施設における取扱いは以下のとおりです。

施設種別	取扱い内容
市内公立保育所 (黒須保育所除く)	給食費(副食費・主食費)を入間市へお支払いください。
私立保育園 (黒須保育所含む) 認定こども園 市外公立保育所	給食費として各施設等が定めた金額をお支払いください。 支払い方法は各施設等にご確認ください。

※施設や自治体によって、支払いの方法や金額が異なる場合があります。

詳しくは各施設または、公立の場合は各市区町村の保育担当課にお問い合わせください。

(5) 保育料の納付について

①入間市内の公立・私立保育所または入間市外の私立保育所を利用する場合

保育料の納付は、口座振替にてお支払いいただきます。利用調整結果通知後、速やかに指定の金融機関の窓口で口座振替の手続きを行っていただくようお願いします。

口座振替依頼書は保育料決定通知に同封するほか、保育幼稚園課で配布しています。

(※口座振替によるお支払いが出来ない場合は、理由の申し出が必要です)

- (1) 埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉縣信用金庫・飯能信用金庫・西武信用金庫・青梅信用金庫・中央労働金庫・いるま野農協の各本支店
- (2) みずほ銀行・ゆうちょ銀行

振替は、原則毎月末日（金融機関が休業日の場合は、その翌営業日）に行います。

下記一覧をご参照ください。

月分	振替日	月分	振替日
4	令和5年 5月 1日	10	令和5年 10月 31日
5	令和5年 5月 31日	11	令和5年 11月 30日
6	令和5年 6月 30日	12	令和5年 12月 25日
7	令和5年 7月 31日	1	令和6年 1月 31日
8	令和5年 8月 31日	2	令和6年 2月 29日
9	令和5年 10月 2日	3	令和6年 4月 1日

- ゆうちょ銀行をご利用の方については、「自動払込利用申込書」に記入し、郵便局にご提出ください。（「自動払込利用申込書」は郵便局や保育幼稚園課で配布しています。）
- ご依頼から手続きが完了するまでに数日～数週間かかることがあります。希望振替開始月に間に合わないこともありますのでご了承ください。
- 口座振替依頼の手続きが間に合わなかった方及び口座の引落ができなかった方については納付通知書を送付しますので、上記一覧（1）の金融機関へお持ちいただき、お支払いをお願いします。（みずほ銀行、ゆうちょ銀行及びコンビニエンスストアではご利用になれません。）

②幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合

保育料は、各施設に直接お支払いください。支払方法に関しては、各施設からの案内に従ってください。

③入間市外の公立保育所を利用する場合

保育料は、原則として利用している施設の所在する市町村に納付していただきます。支払方法に関しては、各市町村からの案内に従ってください。

！！！！保育料の滞納について！！！！

- ◎保育料の納付は、保育所（園）を利用する保護者の義務となるものです。必ず納めていただくようお願いいたします。
- ◎保育料を直ちに納付できない事情がある場合には、保育幼稚園課へご相談ください。
- ◎正当な理由なく保育料の滞納が続く場合は、退所をご検討いただきます。また、本人及び兄弟姉妹の保育施設・学童保育室への新規入所（室）及び継続審査の際に減点いたします。
- ◎保育料を期日までに納めていただけない場合、一定の期間を過ぎますと書面にて督促いたします。さらに、督促状記載の納期限までに納めていただけない場合は、滞納処分を行うことがあります。
- ◎保育料を滞納されている方には、事前の予告なく職員がご自宅や送迎時にお伺いすることがあります。

口座振替依頼書記入例（ゆうちょ銀行以外）※左右同様にご記入ください

入間市保育所保育料口座振替依頼書(入間市保管用)

- ◎保育所（園）を利用する方用です。幼稚園・認定こども園・小規模保育施設等を利用する方の納付手続きについては各施設にお問い合わせください。
- ◎用紙の左右両側に記入し、切り離さないで金融機関に提出してください。
- ◎施設を利用しているお子様ごとに依頼が必要です。兄弟姉妹でお申し込みの場合は全員の氏名・施設名を記入してください。
- ◎以下の場合は再提出してください。
 - ・口座情報（名義等）に変更がある場合
- ◎届出印欄には銀行に届け出ている印鑑で押印してください。

令和××年××月××日

(宛先)

納付義務者

住所 **入間市 豊岡1丁目16番1号**

氏名 **入間 太郎**

電話番号 (**04**) **2964-1111**

私が入間市に納付する保育料について、次のとおり預金口座からの振替納付を依頼します。

施設の名称	〇〇 保育所・保育園													
フリガナ	イルマ ハコ													
児童の氏名	入間 花子													
種目	① 保育所保育料													
金融機関名	〇〇 銀行 ・農協						支店名							
	金庫						〇〇 支店							
金融機関コード ※	1	2	3	4	支店コード ※			1	2	3				
預金種目	① 普通・2当座			口座番号		1	2	3	4	5	6	7		
口座名義人	フリガナ イルマ タロウ													
	氏名 入間 太郎													
振替開始月	令和 〇〇 年 〇 月分から													

- ・※欄を除き、上記枠内をボールペン等字が消えないもので記入してください。
- ・ご依頼から手続きが完了するまでに数週間かかることがあります。希望振替開始月に間に合わないこともありますのでご了承ください。
- ・ゆうちょ銀行利用の方は、ゆうちょ銀行用の「自動払込利用申込書」をご利用ください。
- ・ご登録いただいた口座の情報は、変更・解除の申し出があるまで使用いたします。
- ・記入例は「保育施設等申込みの手引き」をご覧ください。

金融機関処理確認欄 上記のとおり口座の確認をしたので通知します。 令和 年 月 日 金融機関名	検印	照合	受付

入間市役所こども支援部保育幼稚園課 TEL 04-2964-1111

この用紙を切り離さないで金融機関に提出してください。

本人↓金融機関↓市役所

ゆうちょ銀行用振替依頼用紙

自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
 私は自動払込み規定及びゆうちょ銀行所定の関係規定に同意の上、申し込みます。
 なお、本申込書は、私に代わって実行から下記加入者にお届けください。



お申込人(口座名義人)	おところ	郵便番号 (358 - 8511)	
	おなまえ	フリガナ 入間 太郎	
	日中ご連絡先電話番号	<input type="radio"/> 携帯 <input checked="" type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅	
	記号番号	記号 1 〇 〇 〇 〇	番号 (8桁未満の場合は右詰めで記入し、その頭部の空欄には「0」をご記入ください) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

お届け印

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あげてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

払込先	加入者名	入間市会計管理者
	口座番号	00510-9-42026

払込金の種別	該当の項目にレ印をつけてください。	<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34
		<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35
		<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所保育料
		<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	

払込開始月 **〇〇** 年 **〇〇** 月から(※) 払込日 毎月 **末** 日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
 ▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	おところ	郵便番号 (-)
	おなまえ	フリガナ
	日中ご連絡先電話番号	<input type="radio"/> 携帯 <input type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅

備考	日附印	
	印鑑照合	受付

備考欄に、この口座から引き落としを新規・変更希望する子どもの名前・生年月日・利用している施設名を全員分記入してください。

保 育 料 表

【2歳児クラスまで】

階層区分		保育料月額（円）		
		0歳児～2歳児クラス		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0		
B	Aを除く、市町村民税非課税世帯	0		
C1	A及びBを除く、市民税所得割非課税世帯	7,400	7,200	
C2	Aを除く、市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上 10,000円未満	8,000	7,800
C3		48,600円未満	8,900	8,700
C4		60,000円未満	9,900	9,700
C5		71,500円未満	11,600	11,400
C6		83,000円未満	14,200	13,900
C7		97,000円未満	19,000	18,600
C8		115,000円未満	24,700	24,200
C9		133,000円未満	30,900	30,300
C10		151,000円未満	37,000	36,300
C11		169,000円未満	42,700	41,900
C12		189,000円未満	44,500	43,700
C13		209,000円未満	48,400	47,500
C14		239,000円未満	49,900	49,000
C15		269,000円未満	50,900	50,000
C16		301,000円未満	52,000	51,100
C17		349,000円未満	53,000	52,000
C18		397,000円未満	54,000	53,000
C19		397,000円以上	54,500	53,500

※1号認定児及び2号認定児（3歳児クラス以上）の保育料については、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」に伴い、無料となりました。ただし、保育料以外に掛かる費用については、従来通り保護者負担となります。また、従来は保育料に含まれていた副食費が、家庭で保育をする場合でも掛かる費用という観点から無償化の対象外となり、保護者負担となります。ただし、世帯収入や兄弟姉妹の状況により副食費も無償化の対象となる場合があります。（P.21 参照）

保育料の確認方法

※あくまで目安であり、控除等の内容によってはこのとおりでない場合があります。

①市町村民税課税資料により所得割額を算定します（父母の合算及び家計の主宰者のもの）

(1) 会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方

毎年6月頃、「〇〇年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」が勤務先から配布されます。これに記載されている「市民税 税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※)を引いた金額で算定します。

※この通知書では、調整控除額は「市民税 税額控除額⑤」に含まれており、他の税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等）がある場合には調整控除額のみを確認することができません。調整控除額を確認したい場合は、通知書裏面に記載されている税額控除（調整控除）の計算式を参照してください。

(2) 自営業など個人で市民税を納めている方

毎年6月頃、個人で納税されている方に「〇〇年度市民税県民税税額決定（納税）通知書」が入間市役所市民税課より送付されます。これに記載されている（A）各所得割合計額（総所得＋山林等＋分離課税＋株式等の譲渡＋上場株式等の配当＋先物取引）から（B）調整控除額及び所得割調整額を引いた金額で算定します。

②保育料表（P25）で子どもの認定区分（保育標準時間／保育短時間）を確認し、手順①で算定した所得割額を当てはめてください。